

監査公表第 17 号（平成 30 年 8 月 10 日、県公報第 4016 号登載）
平成 29 年 11 月 8 日から平成 30 年 2 月 1 日実施
随時監査（3 次分）の結果に基づく措置通知（平成 29 年度）

監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した知事部局、教育庁及び警察本部の 55 機関について実施した随時監査結果の報告（平成 30 年 3 月 29 日 29 監総第 504 号-2）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 8 月 10 日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	江藤秀之

30保総第646号

平成30年7月6日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
行正 晴實 殿
岩崎 勇 殿
江藤 秀之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 生活衛生課	担当者が、物品購入の代金等について、支出負担行為を行わず、私費で立替払をしていた。	支払計画書や支払物件管理表を作成することにより、係長（出納員）と担当者が情報共有し再発防止を図った。 なお、立替払については、調査のうえ職員に返還した。

30農政第872号
平成30年7月5日

福岡県監査委員 山下芳郎殿
同 行正晴實殿
同 岩崎勇殿
同 江藤秀之殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林業総合試験場	業者が定期的に交換する玄関マット及び掃除用具について、「使用料及び賃借料」で支出すべきところを、「その他需用費」で支出していた。	新年度からは、改めてリースでの契約（使用料及び賃借料）を業者と締結した。 会計関係資料のファイルを整備し直し、担当者及び上司も常に正しい事務処理を確認できるようにした。
福岡農林事務所	平成27年度に需用費で購入した耐久性のある物品について、現物の確認ができなかった。	耐久性のある物品について、「物品管理台帳」を作成し、管理担当者と物品の置き場所を決め定期的に点検を行うことにより物品管理の改善を行っている。 あわせて、全職員に公金に対する意識向上について、所員会議を活用し、定期的、継続的に呼びかけている。

30建総第1298号
平成30年7月 5日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 行正晴 實 殿
同 岩崎 勇 殿
同 江藤秀之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 住宅計画課	前渡資金において、精算手続に不備があった。	前渡資金の精算が適切に行われるよう、資金前渡精算チェック表を作成し、会計担当と出納員の連携を密にして情報共有を図ることとした。
流域下水道事務所	金庫に収入印紙があったが、全く管理がなされていなかった。	需用品等出納整理簿（収入印紙出納整理簿）に直ちに登載した。 今後は、流域下水道事業を実施する県内県土整備事務所での用地買収の際に使用できるよう事務所間において緊密な連携を図りながら、収入印紙を活用していく。

30商政第550号
平成30年7月4日

福岡県監査委員 山下芳郎殿
同 行正晴實殿
同 岩崎勇殿
同 江藤秀之殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部 新産業振興課	平成29年7月分及び12月分のコピー用紙代について、関係団体の経費で支払われていた。	コピー用紙の在庫管理について、支出経費ごとに保管場所を明確に区分し、適切に執行している。 また、今回の指摘事項について、その原因と対応策を職員に周知徹底し、再発の防止に努める。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	金庫に残高のある通帳があったが、全く管理がなされていないものがあった。	当該通帳については、公金でないことを口座名義人に確認した。 当該通帳の保管が判明した後、金庫の保管状況を確認し、職員へ適正な金庫の使用について周知し徹底を図った。

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
 同 行 正 晴 實 殿
 同 岩 崎 勇 殿
 同 江 藤 秀 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 30 年 3 月 29 日 29 監総第 504 号－2 の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
那珂県土整備事務所	時間外勤務手当について、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われていなかった。	時間外勤務適正化推進員（事務副所長）は、改めて、所属職員に対して時間外勤務制度の周知徹底を図るとともに、係長以上の職員に対しては適正な事務処理に努めるよう研修を実施した。 また、今回の不適切な時間外勤務については、取り消し再提出を行い正当な時間外勤務命令、実績報告とする是正を図った。

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	本庁における 1 件 10 万円を超える物品購入については、総務事務厚生課が購入手続を行わなければならないにもかかわらず、主務課が行っていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務研修への参加や「会計だより」の課内回覧により、係長、担当者の会計事務に関する知識の習得に努める。 ・ 1 件 10 万円を超える物品購入を行う場合、適切な事務処理となっているか、チェックシートを用いて、係長、課長補佐が確認する。 ・ 「単価契約物品発注簿」の見開きに発注にあたっての注意事項を記載する。 以上のことにより、再発防止を図っている。

30行経第840号
平成30年7月6日

福岡県監査委員 山下芳郎殿
同 行正晴實殿
同 岩崎勇殿
同 江藤秀之殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の属する 部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	平成25年度に緊急用として職員に交付したタクシーチケットの管理が適正になされていないかった。	出納員が年度ごとにチケットの現物確認を行うようにした。交付したままになっているものは一旦回収し、管理を徹底した。

30総政第 832 号
平成30年 7月 4日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 岩 崎 勇 殿
同 江 藤 秀 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振 興部	金庫に郵便切手及び図書カードがあったが、全く管理がなされていなかった。	整理簿を作成し、管理することとした。出納員異動時に、「出納員引継目録」を作成し、確実な事務引継を図ることとした。 部内各課の金庫を確認した結果、一部、同様の事例が見られたため、整理簿を作成するなどして早急に是正した。